

市町村防災会議の委員、幹事の任命について

昭和38年 2月11日
広備第208号・広務第159号・広外第233号警察本部長

改正 平成6年9月広警務第740号

各警察署長

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づいて、市町村長からみだしのことについて申し出を受けた場合は、下記により処理されたい。

記

1 市町村防災会議の委員

警察署所在地の市町その他特に重要な町村については当該市町の区域を管轄する署長を、その他の町村については当該町村の区域を管轄する警察署の幹部警察官（交番幹部を含む。以下同じ。）を委員とするよう折衝すること。

なお、複数の警察署が同一市町に設置されている場合（政令指定都市の広島市を除く。）にあつては、関係署長全員が委員となるよう取り計らうこと。

2 市町村防災会議の幹事

署長が委員となつている市町村防災会議の幹事には幹部警察官を、その他の防災会議の幹事には幹部警察官または駐在所の警察官を任命されるよう折衝すること。

なお、同一町村内に2以上の駐在所があるときは、その全員が幹事となるよう取り計らうこと。

3 その他

(1) 委員又は幹事を任命されるに当たつては、事前に本職の承認（電話でよい。）を受けること。

(2) 委員又は幹事に任命されたときは広島県警察職員服務規程（平成5年広島県警察本部訓令第3号）第21条に定める手続をとること。